

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和3年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称：北九州市障害者スポーツセンター

所在地：北九州市小倉北区三郎丸三丁目4番1号

設置目的：スポーツ活動を通じ、障害者の体力の増強及び残存機能の維持向上その他市民の心身の健全な発達に資することを目的とする。

施設内容

①施設概要

敷地面積：5,465㎡

構造：鉄筋コンクリート地下1階付3階建

規模：延床面積約10,234㎡

②事業内容

- ・利用の許可、許可の取消し及び使用料の徴収
- ・プール及びスタジオ(トレーニング室及び多目的室含む)における障害者スポーツ教室及び一般向けスポーツプログラムの実施
- ・障害者に対するスポーツ相談の実施
- ・障害者スポーツの普及・振興・指導
- ・施設及び設備の維持管理、危機管理、安全管理 等

(2) 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：北九州市障害者スポーツセンター運営共同事業体

所在地：北九州市八幡東区中央二丁目1番1号

構成団体：社会福祉法人北九州市福祉事業団

ミズノスポーツサービス株式会社

主な業務内容：社会福祉法人北九州市福祉事業団

- ・指定管理として51施設を運営
- ・市の受託事業を実施（介護保険訪問調査事業、障害支援区分認定調査等事業 等）

ミズノスポーツサービス株式会社

- ・公共スポーツ施設及び直営フットサルコート、フィットネス施設の管理運営事業
- ・スポーツ教室、スポーツイベント・大会、出張健康・体力づくりイベント等の企画運営事業 等

2 指定の経緯

令和3年8月23日～8月27日	募集要項配布
令和3年9月24日	募集締め切り
令和3年10月8日	指定管理者検討会の開催
令和3年11月	指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

- ①法人であること。
- ②本社、本店又は主たる営業所、事業所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ③募集説明会に参加していること。

(2) 応募状況

説明会参加：2団体

応募件数：1団体（北九州市障害者スポーツセンター運営共同事業体）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[民間有識者] 内田 満（NPO 法人スポーツウェイヴ九州 理事長）
 - ・[学識経験者] 後藤 尚久（北九州市立大学経済学部 教授）
 - ・[民間有識者] 森 聖子（北九州市障害福祉団体連絡協議会 事務局長）
- ※ 五十音順

5 選定基準等

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1 指定管理者としての適性	
(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
(3) 実績や経験など	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 ③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2 管理運営計画の適確性	
【有効性】	
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 ③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
(2) 利用者の満足度	① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
【効率性】	
(3) 指定管理料及び収入	① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。 ② 収入が最大限確保される提案であるか。
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。 ② 経費の配分は適切であるか。 ③ 積算根拠は明確であるか。 ④ 再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】	
(5) 管理運営体制など	① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。

②	施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③	施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④	職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤	地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	
①	施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
②	利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
③	日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
④	防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

【評価レベル】

評価レベル	乗率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	配点	評価レベル				平均	審査結果	得点
			構成員						
			A	B	C				
北九州市 障害者ス ポーツセ ンター運 営共 同事業体	1 指定管理者としての適性								
	(1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針	5	4	4	4	4.0	4	4	
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	5	4	3	4	3.7	4	4	
	(3) 実績や経験など	5	5	4	4	4.3	4	4	
	2 管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	30	3	3	3	3.0	3	18	
	(2) 利用者の満足度	10	3	3	3	3.0	3	6	
	【効率性】								
	(3) 指定管理業務に係る経費	15	3	3	3	3.0	3	9	
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	10	3	3	3	3.0	3	6		

【適正性】							
(5) 管理運営体制など	10	4	3	4	3.7	4	8
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	10	3	3	3	3.0	3	6
合 計	100	66	62	65	—		65
地元団体に対する優遇措置（5点）							70

※「平均」欄は小数点第1位まで記入。

（2）検討会における主な意見

【指定管理者としての適性】

- ・人材の確保は長期的に可能と思われる。実績と専門性を有している。
- ・人的、財政的、実績は十分ある。
- ・共同体として、それぞれの理念や基本方針がしっかりしている。お互いの強みを活かして、相乗効果が期待できる。

【管理運営計画の的確性】

- ・意見箱やアンケートを反映することは良い。
- ・特に新しい提案がないように思う。
- ・意見や苦情の具体例がなく、苦情解決委員会開催の記載もない。対応がアレアス内で終わっているのではないか。組織全体で開かれた会議の必要性を感じる。
- ・人的には十分である。関係者との連携も考慮されている。
- ・“スポーツ”にこだわり過ぎているので、広い人材育成を期待したい。
- ・平等利用と障害のある人の施設である配慮や工夫がされている。
- ・個人情報保護も適正に行われている。
- ・ボランティアの育成や活用は評価できる。

（3）検討会における検討結果

応募団体について検討会で審査した結果、指定管理者の適性については3つの審査項目のうち、全ての項目で評価レベル4、有効性においては2つの審査項目については全て評価レベル3、効率性の2つの審査項目については全て評価レベル3、適正性の2つの審査項目については評価レベル4と3となり、全体的に市の要求水準を満たしており、一応の能力を有していることが認められた。

なお、付帯意見として、「ICT化、SNSの活用、ウェブによるアンケート、キャッシュレスの導入などを検討してもらいたい。」「合宿等での多様な施設利用の検討を行ってもらいたい。」「スポーツに特化せずに幅広く、職員の人材育成やボランティアの育成をしてもらいたい。」を付すこととなった。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、北九州市障害者スポーツセンター運営共同事業体を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・代表団体については、これまでの障害者体育施設運営の経験・ノウハウの蓄積があるほか、数多くの社会福祉施設の管理運営を行ってきた実績がある。また共同事業者についても、体育施設運営の経験・ノウハウを十分に有している。
- ・共同事業体それぞれの理念や基本方針がしっかりとあり、双方の強みを活かした相乗効果が期待できる。
- ・代表団体については、障害者スポーツ指導員のほか、福祉職、医療職などの有資格者を数多く有しており、長期的な人的確保について問題がない。
- ・財政基盤は安定しており、収支計画は適切になされている。
- ・人員配置について、仕様書で示した配置基準を満たしている。
- ・障害のある人もない人も平等に利用できるような配慮や工夫がみられる。

8 提案額

令和4年度	226,000千円
令和5年度	226,000千円
令和6年度	226,000千円
令和7年度	226,000千円
令和8年度	226,000千円